

| | | | | |
|-----------|----------|-----------|------------|--------|
| R5. 1. 10 | 伸縮目地補修 | 345,400 | 25,383,600 | 75.2% |
| R5. 1. 19 | 切削オーバーレイ | 3,807,100 | 29,190,700 | 86.5% |
| R5. 1. 26 | 路面清掃 | 287,100 | 29,477,800 | 87.3% |
| R5. 2. 6 | 防草対策 | 4,222,900 | 33,700,700 | 99.8% |
| R5. 2. 6 | 支障木撤去 | 404,800 | 34,105,500 | 101.0% |
| R5. 2. 6 | 伐採 | 6,605,500 | 40,711,000 | 120.6% |

出典：印旛土木事務所提出資料に基づき監査人作成

しかし、変更契約については、実際に工事が完了した令和5年3月25日付で初めて請負金額の変更契約が締結されている。

ガイドラインの規定に照らしてみると、令和5年2月6日時点の設計変更によって当初請負金額の20パーセントを超える変更が生じているのであるから、本来であれば、その時点から「速やかに」請負金額の変更契約を締結する必要があるところ、実際に請負金額の変更契約が初めて締結されたのは令和5年3月25日である。ここで、「速やかに」というのが具体的に何日以内かという明確な規定はないものの、一般的には2週間以内又は20日以内を指すことが社会的合意として成立していると考えられるところ、少なくとも50日近く経過しながら「速やかに」締結したということとはできない。

したがって、本契約における契約変更事務については、ガイドラインの規定に反していると言わざるを得ない。そして、ガイドラインは千葉県土木工事契約全般に適用される規範性を有する規程であることに鑑みると、ガイドラインに適合しない事務については合規性に反しているという指摘をせざるを得ない。

【結果（指摘）：印旛土木事務所】

設計変更の結果、請負金額が当初の請負金額の20パーセントを超えて増減することが判明した場合には、ガイドラインの規定にしたがって「速やかに」請負金額の変更契約を締結されたい。

4 県単道路改良工事（田町事業地管理工）

（1）概要

① 事業の必要性

主要地方道佐倉印西線田町バイパス事業において、事業計画範囲内の千葉県が買収した用地の管理を行うために必要な進入路の仮設舗装を実施した。

② 工事内容

仮設舗装 A=240 m²

③ 契約方法：随意契約（1号随契）

④ 設計額及び請負金額：設計額 2,486 千円、請負金額 2,475 千円

⑤ 支出額：2,475 千円

⑥ 令和5年度への繰越額：なし

⑦ 着工日：令和5年1月14日

⑧ 完了日：令和5年3月20日

⑨ 令和5年度への明許繰越の有無：なし

⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし

⑪ 設計変更の有無：なし

⑫ 補助金の有無：なし

⑬ 前払いの有無：なし

⑭ 債務負担行為か：債務負担行為ではない。

(2) 手続

契約関係書類及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 施工計画書の誤記について（意見）

【現状・問題点】

千葉県が発注する土木工事については、共通仕様書第1編 1-1-4の定めに基づき、受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。なお、施工計画書への記載事項は次のとおり規定されている。

【施工計画書への記載事項】

- | |
|-----------|
| (1) 工事概要 |
| (2) 計画工程表 |
| (3) 現場組織表 |
| (4) 指定機械 |

- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）
- (16) その他

出典：共通仕様書第1編共通編

そこで、県単道路改良工事（田町事業地管理工）（本項において、以下「本工事」という。）について、受注者から提出された施工計画書を閲覧したところ、「安全管理」の項目に、事実と異なる記載が発見された。

すなわち、本工事については東豊土木工業株式会社が受注者であり、工事全般にわたる一次下請業者としてKK社が選定されている。しかし、施工計画書の「安全管理」の項目に記載されている「現場安全管理組織表」には一次下請であるKK社の記載はなく、全く別の会社である「STK社」の名称が記載されていた。なお、STK社は本工事において使用する資材をKK社に提供しているものの、工事自体に関与することはない。

このような施工計画書の記載について、土木事務所担当者に確認したところ、「現場安全管理組織表」に記載されている「STK社」は誤記であり、土木事務所職員による確認が不十分であったため適時に発見することができなかったとのことである。

施工計画書の確認については、一般的なダブルチェックの仕組みは整備されているものと考えられるが、安全管理の体制に関する事項は工事の計画の中でも重要な事項の1つであり、計画書の誤記を看過してしまっている点で内部統制の運用に不備があったと言わざるを得ない。施工計画書の記載内容は多岐にわたっており、1人の担当者がすべての項目にわたって記載内容の詳細まで注意を払って確認することは難しい。

そのため、複数人によってチェックする際には、分担を設けて各人の責任範囲を明確化する、過去の記載不備の事例等を盛り込んだチェックポイントを作成し共有する等、効果的・効率的に確認ができる仕組みを工夫することが望ましい。

【結果（意見）：印旛土木事務所】

施工計画書の確認にあたっては、実効性のあるチェックが行えるような仕組みの構築に向けた検討を行うよう要望する。

5 県単道路改良工事（銚子 BP 整備工）

（1）概要

① 事業の必要性

銚子バイパスは、国道 356 号の銚子市内における交通混雑緩和と沿道環境の改善等を目的として、延長約 8.2km（2 車線）の整備を進めているところである。

国道 356 号の銚子市街地から高田地先区間は、商店街を中心に人家が連なり、幅員が狭く交通量も多いことから、慢性的な交通渋滞が発生し、周辺住民の日常生活及び地域社会の産業活動に悪影響がでてきていることから、利根川右岸沿いにバイパスを建設し、道路利用状況に応じた交通を適切に分散させ、現道周辺住民の安全性・利便性・快適性の向上を図るものである。

県単道路改良工事（銚子 BP 整備工）は、国道 356 号銚子バイパスの一部を構成する工事である。

② 工事内容

水路工 L=120m

法面保護工 L=100m

③ 契約方法：随意契約（1 号随契）

④ 設計額及び請負金額：設計額 2,497 千円、請負金額 2,491 千円

⑤ 支出額：2,491 千円

⑥ 令和 5 年度への繰越額：なし

⑦ 着工日：令和 4 年 7 月 14 日

⑧ 完了日：令和 4 年 11 月 10 日

⑨ 令和 5 年度への明許繰越の有無：なし

⑩ 令和 5 年度への事故繰越の有無：なし

⑪ 設計変更の有無：あり

⑫ 補助金の有無：なし

⑬ 前払いの有無：あり 990 千円

⑭ 債務負担行為か：債務負担行為ではない。

(2) 手続

契約関係書類及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 当初設計の合理性に対する疑義について（意見）

【現状・問題点】

法では、普通地方公共団体が行う契約は一般競争入札によって行うことを原則としており、随意契約については「政令で定める場合に該当するときに限り」行うことができることとされている（法第 234 条第 2 項）。そして、法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号においては、予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない場合には随意契約によることができる（いわゆる「1 号随契」）とされており、千葉県財務規則では次のとおり 1 号随契の上限額が定められている。

【法施行令第 167 条の 2】

（随意契約）

第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

（以下略）

【千葉県財務規則】

（随意契約によることができる額）

第十五條 令第六十七條の二第一項第一号に規定する規則で定める額は、次のとおりとする。

| 契約の種類 | 額 |
|-------------|--------|
| 一 工事又は製造の請負 | 二百五十万円 |
| 二 財産の買入れ | 百六十万円 |

| | |
|------------------|------|
| 三 物件の借入れ | 八十万円 |
| 四 財産の売払い | 五十万円 |
| 五 物件の貸付け | 三十万円 |
| 六 前各号に掲げるもの以外のもの | 百万円 |

つまり、千葉県財務規則によると、工事請負契約については、予定価格が 250 万円未満であれば、競争入札を実施することなく、随意契約によることができる。しかし、予定価格が 250 万円に近似する工事案件については、契約事務の手間を省くことを主眼として、工数等を恣意的に少なく見積もることによって競争入札の実施を不当に回避するという事務が行われるリスクがある。

ここで、本工事については、1号随契によって契約事務が行われているものの、予定価格は 2,497,000 円であり、250 万円に非常に近似している。そのため、2,497,000 円という予定価格を積算した際の工数の見積りが妥当であったかどうかを、実績と比較して分析したところ、次のとおり、見積りと実績の間に差異が生じている項目が確認された。

【見積り数量と実績数量の差異が大きい項目】

| 項目 | 単価 | 当初設計 数量 | 設計変更後 数量 | 実績数量 (出来形) | 当初設計と実 績の差異率 |
|----------|-------|--------------------|------------------------|------------------------|-----------------|
| ブルーシート設置 | 62 円 | 300 m ² | 300 m ² | 340 m ² | 13.3% |
| 道路除草工 | 130 円 | 500 m ² | 1,052.2 m ² | 1,649.1 m ² | 229.8% |

出典：監査人作成

そこで、これらの項目の当初設計数量の見積り根拠とその合理性についての説明を銚子土木事務所に求めたところ、それぞれ、「当初の設計における「ブルーシート設置」の数量は、発注者が机上において法長の延長 3.0m、施工延長 100m として 300 m²を計上しています。」「当初の設計における「道路除草工」の数量は、発注者が机上において除草幅の延長 1.0m、施工延長 250mを 2 回刈るものとして 500 m²を計上しました。」との回答であり、見積り数量の合理性を積極的に裏付ける根拠について確かめることはできず、当初見積りが妥当であったという心証は得られなかった。

なお、銚子土木事務所によると、「当初設計において除草が必要と考えられた部分の面積を 500 m²としましたが、着手後に地域住民からの要望があったことから対象面積を拡大したものであり、乖離とは認識しておりません。」とのことであるが、工事施工後に除草が必要と考えられる面積が 2 倍 3 倍に膨らむことは不

自然であり、設計時点において現地の実態の把握が不十分であったことは問題であり、当初から現地の実態を適切に把握していれば当初設計時点でより現実的な工数の見積りができたのではないかという疑念は払しょくできない。一方で、当初の見積りが不適切であり、本来、競争入札とすべきところ、これを不当に回避して随意契約としたという証拠も確認できなかったことから、合規性違反の指摘をすることは難しい。

しかし、前述のとおり、予定価格が 250 万円に近似している工事案件については、工数等を恣意的に見積もることによって競争入札の実施を不当に回避するという事務が行われるリスクがあることから、工数の見積りに当たっては、客観的かつ合理的な根拠を明らかにしておくことがより強く望まれる。

【結果（意見）：銚子土木事務所】

予定価格が 250 万円に近似している工事案件については、工数等を恣意的に見積もることによって競争入札の実施を不当に回避するという事務が行われるリスクがあることから、工数の見積りに当たっては、客観的かつ合理的な根拠を明らかにしておくよう要望する。

6 道路受託及び県単道路改良（一般）合併工事（（仮称）三郷流山橋取付高架橋上部工その4）（主）越谷流山線

（1）概要

① 事業の必要性

東葛飾土木事務所が担当する当工事は、埼玉県・千葉県・茨城県のつくばエクスプレス沿線市街地を連絡する都市軸道路の一部となる「三郷流山橋有料道路」の 1,960m の事業の中の、橋梁上部工となっている。

都市軸道路は、茨城県、千葉県、埼玉県に渡る約 30km の広域幹線道路で、千葉県区間は、約 10km あり、供用済約 5km、整備中約 3.5km、未事業約 1.5km となり、用地取得も含む事業である。

「三郷流山橋有料道路」は、埼玉県側の料金所から千葉県側の高架部分まで有料（通行料金は、埼玉県道路公社の収入となるもので、料金徴収期間 30 年間で勘案して金額を決定されている。）となっており、埼玉県側に料金所が設置され、令和 5 年 11 月 26 日に開通している。

「三郷流山橋有料道路」の事業は、埼玉県側取付道路部 680m、渡河部 450m、千葉県側取付道路部 830m の合計 1,960m となるものである。

千葉県側取付道路部（千葉県区間）の設計については、それぞれの部分におい

て、平成 30 年以前（平成 27 年位）に行われ、年度ごとに予算を取り、発注先も決定している

当橋梁は、近隣橋梁の渋滞緩和を見込んで、渋滞する玉葉橋と流山橋との間の 8km の橋のない区間に位置（流山橋までは 2.5km）する。

② 事業内容

当工事は、千葉県側取付道路部の橋桁、床版を対象とするもので、その設計は外部委託し、令和 2 年度までに終わっており、開通までの道路整備は別工事となっている。なお、橋梁の構造は、下から、橋脚、支承（橋脚の上で桁を支持する部品）があり、支承の上に桁を乗せ、その上が床版となっており、当工事において、桁は、工場で生産し、現場で組み立てている。

また、当工事は、令和 2 年度に発注、令和 2 年度に契約（契約日令和 3 年 2 月 15 日）した県単独の事業となっており、当初の計画では令和 3 年度中の令和 4 年 3 月の完成を予定していたが、当橋梁の橋脚の工期遅れや各工事との工程調整のため、令和 4 年 10 月の完成となっている。付随して行われた川の付け替え工事が、計画どおりに実施できず、間に合わなかったことも一因となっている。なお、川の付け替え工事は、土地を取得し、川をそこに付け替えるもので、現状では、付け替えた川の上を一部塞いだ状態となっており、今後利用方法を定めることとなっている。

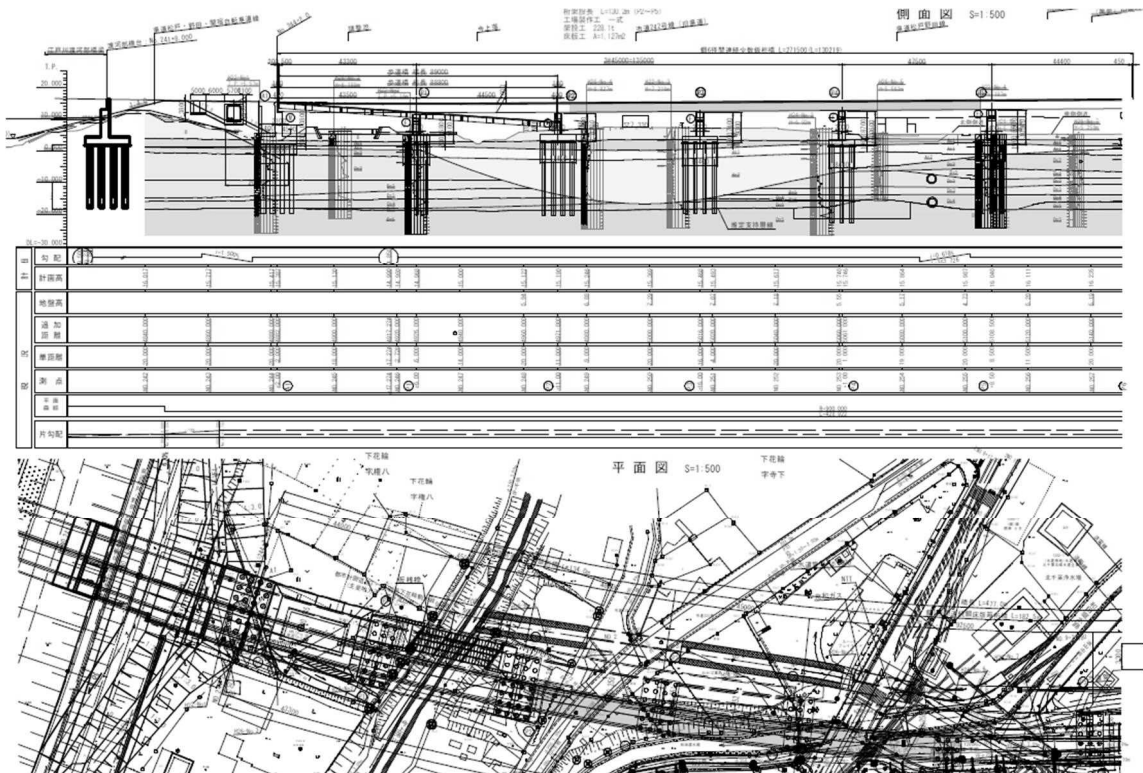
予算については、令和 3 年夏に終わる予定の橋脚の工事が遅れ、上の桁の工事も令和 3 年度中に終わらなくなったことから、令和 3 年度内に使用を終わらない状況となり、事故繰越が 166 百万円となっている。繰越明許費は 156 百万円あり、令和 4 年度中に繰越された部分も含め予算執行は完了している。

当工事は合わせて約 4 億円となるもので、一般競争入札により 2 社申込があり、他の工区とは異なる業者が落札している。

【位置図】



【全体図】



【工事概要】



- ③ 契約方法：一般競争入札
- ④ 設計額及び請負金額：予定価格 415 百万円、請負金額 413 百万円、変更請負金額 423 百万円
- ⑤ 支出額：423 百万円
- ⑥ 令和5年度への繰越額：0 円
- ⑦ 着工日：令和3年2月16日
- ⑧ 完了日：令和4年10月14日
- ⑨ 令和5年度への明許繰越の有無：なし
- ⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：あり
- ⑫ 補助金の有無：あり
- ⑫ 前払いの有無：あり 97 百万円
- ⑬ 債務負担行為か：債務負担行為ではない。

(2) 手続

包括外部監査の本旨である財務監査を実施するために、令和4年度を中心に財務会計処理の状況を確認し、主要な予算処理・執行管理、契約事務、財産管理事